

1 日 時 平成 24 年 (2012 年) 9 月 6 日 (木) 13 : 00 ~ 16 : 40

2 場 所 佐久市浅間会館 2 階大会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 新クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価方法書について (第 1 回審議)

- ・ 事業概要説明
- ・ 新クリーンセンター建設候補地 現地調査
- ・ 環境影響評価方法書の審議

(2) その他

4 出席委員 (五十音順)

大 窪 久美子
小 澤 秀 明
亀 山 章 (委員長)
陸 齊
佐 藤 利 幸
鈴 木 啓 助
富 樫 均
中 村 寛 志
野見山 哲 生
花 里 孝 幸

5 欠席委員 (五十音順)

梅 崎 健 夫
片 谷 教 孝 (委員長職務代理者)
中 村 雅 彦
塩 田 正 純

事務局
環境政策課
徳 竹

ただいまから、平成24年度第4回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます事務局の長野県環境部環境政策課の徳竹貞彦と申します。よろしく願いいたします。

あらかじめ申し上げますが、傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、カメラ撮影につきましては、議事に入る前の冒頭のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入る前に本日の欠席委員の御報告を申し上げます。梅崎委員、片谷委員、塩田委員、中村雅彦委員から都合により御欠席という御報告をいただいております。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、まず、はじめに、この会議が、技術委員会の委員14名に対しまして、現在10名の委員に出席いただいております。過半数の委員の御出席がありますので、条例の規定により成立していることを御報告申し上げます。

この会議は公開で行われ、会議録も公表されます。

会議録が作成されるまでの間は音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知お祈りいたします。

ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、発言の前にその都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

では、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、亀山委員長、議事の進行をお願いいたします。

亀山委員長

それでは、議事に入らせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

本日は議事1つでございますが、1番目「新クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価方法書について」ということで、第1回目の審議でございます。経過と本日の予定及び資料について、事務局からご説明をお願いします。

事務局
環境政策課
清 水

環境政策課環境審査係長の清水修二です。よろしく願いいたします。事務局より、これまでの経過と本日の審査の予定、並びに資料の簡単な説明をさせていただきます。

本事業に係る環境影響評価方法書につきましては、長野県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価手続の実施主体である佐久市から提出がございました。

方法書は7月23日に公告し、8月22日までの1か月間、佐久市役所や長野県庁など9か所で縦覧に供したところでございます。同時に、県のホームページにも掲載し、随時御覧いただけるようにしております。

また、この方法書について、住民の皆様などからの環境保全に関する意見を、事業者が窓口となり昨日9月5日まで受け付けたところでございます。

本日は、第1回目の審議でございますので、まずは事業者より事業概要についてご説明いただき、続いて、ここから4km程離れております建設候補地周辺

の現地調査を行っていただきます。

その後、この会議室にお戻りいただきまして、事業者から環境影響評価方法書の中身の説明をしていただいた後、質疑等を行っていただき、16時30分頃には会議を終了する予定としております。

次に本日の会議資料の確認でございますが、当方法書の資料として、「資料1から資料3」を配布させていただきます。

資料1は「事業計画の概要」でございます。

資料2は「新クリーンセンター建設候補地 現地調査資料」でございます。事業概要の説明後に行う現地調査に係る資料をお配りしております。地図とカラーの方法書のあらましというものを資料の2としております。

資料3は「方法書の概要」でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

亀山委員長

ありがとうございました。それでは、事業の概要について事業者から説明をお願いします。

事業者

堀 籠

(佐久市

環境整備推進局長)

佐久市環境整備推進局長の堀籠と申します。技術委員会の皆様には、佐久市が中心となって進めている「新クリーンセンター建設に係る環境影響評価方法書」のご審議にあたりまして、遠路、佐久市まで、足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、市長が来てご挨拶申し上げなければいけないところですが、あいにく議会が開会中ございまして、公務が重なっておりまして、失礼させていただきます。市長からもよろしくということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本事業の経過等を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。現在、佐久市内で稼働しているごみ焼却施設は、佐久市、軽井沢町で構成している佐久市軽井沢町清掃施設組合が運営をする佐久クリーンセンター及び、佐久市、立科町、東御市で構成している川西保健衛生施設組合が運営する川西清掃センターの2施設がございます。いずれの施設も供用開始から30年近くが経過し、経年劣化等が進むと共にごみの高カロリー化への対応や、ごみ処理コストの縮減等の課題を抱えておりますが、既存の施設のままでは、対応していくことが困難な状況となっております。新たな設計基準による施設整備が求められております。

こうしたことから、平成22年10月に既存の2施設で共同処理をしている佐久市、軽井沢町、立科町の1市2町において、佐久クリーンセンターと川西清掃センターを統合し、新たなクリーンセンターを、平成29年度の完成を目的に建設する旨の基本合意が結ばれ、平成23年7月には新クリーンセンター整備の基本部分でありますごみ処理対象区域に、新たに御代田町及び南佐久郡全町村を加え、10町村とすること。また、ごみ処理方式をストーカー式焼却炉とすることが最終決定されました。

現在新クリーンセンター整備の事業主体となる新たな一部事務組合を、平

成26年4月を目途に設立すべく、関係自治体において協議を進めているところであります。また、建設候補地の選定に当たりましては、ごみ処理を市民全体の問題として考えて欲しいとの市長の思いから、建設候補地を公募により選定することとし、平成22年2月から5月にかけて募集を行った結果、市内3地区から応募をいただきました。

市では応募をいただいた3地区について、市民参加による建設候補地選定委員会を設置し、同委員会において、地勢面、環境面、住民合意などの視点から、立地適性を総合的に調査検討いただいた結果、同年12月に最も評価の高い佐久市平根地区上舟ヶ沢及び棚畑地籍を市として、建設候補地に決定いたしました。

建設候補地につきましては、後ほど位置図並びに現地をご確認いただきますとお分かりいただけるかと思いますが、現在、佐久スキーガーデンパラダの第3駐車場となっている一帯で、佐久市と御代田町の境界付近に位置しております。そのため、地元は平根地区でございますが、近隣では御代田町の面替区、豊昇区、児玉区等の住民の皆様のご理解なくして本事業を進めることは難しいとの判断から、御代田町からのご協力を得て、住民説明会等を通じまして、より丁寧な説明に心がけてきたところでございます。

その結果、本年3月から5月にかけて御代田町の関係区より、環境アセスに着手する旨の同意書が御代田町に提出されました。このような経過を踏まえまして、環境アセスの実施に当たっては何よりもまず、建設候補地の地元及び、隣接する関係地区との信頼関係を築くことが、肝要と考えております。今回ご審議いただく方法書の中身についても、素案の段階において住民説明会を各地区で開催させていただき、そこで頂戴いたしましたご意見、ご要望を可能な限り方法書に反映させていただいたところでございます。

市といたしましても、今後の環境アセスの各段階において、住民の皆様に必要な説明を行っていきながら、周辺環境に配慮した施設整備に努めてまいる所存でございます。

委員の皆様におかれましては、専門的見地から格別のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上、経過説明とさせていただきます。引き続き、事業計画の概要について、担当より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新クリーンセンター建設に係る事業計画の概要を説明させていただきます。手前にスクリーンを準備させていただきましたので、こちらの画面を中心に説明をさせていただきます。なお右上に表示されますページは、事前に送付させていただきましたお手元にあります資料1、各コーナーの右上に表示されています数字は、方法書の掲載または、関連するページとなっておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

対象事業実施区域周辺の概況について、こちらに長野県の地図を用意いたしました。ここ佐久市は長野県の東部に位置し、対象事業実施区域の平根地区は、この地点であります。御代田町との隣接にあたり、市の北部に位置し

事業者
武者
(佐久市
環境整備推進局)

ています。対象事業実施区域は、北に浅間山、南に八ヶ岳連峰を臨み、北部から西部にかけて千曲川の支流である湯川が流下しております。気候は気温の格差が大きく、降水量が少ない典型的な内陸性気候であります。周辺交通といたしましては、上信越自動車道、中部横断自動車道、二つの高速道路が供用を開始され、長野新幹線も開通されております。

次に事業実施の背景です。先ほど局長のご挨拶にも出ておりましたが、既存のごみ焼却施設の老朽化が背景の1つになっております。

こちらの佐久クリーンセンターは、市内の中込中央区の市役所近くにありまして、佐久市と軽井沢町のごみを処理しております。昭和59年4月から稼働いたしまして、現在28年と5ヶ月を経過しております。

こちらの川西清掃センターは、同じく市内の望月地区にあります。佐久市と立科町、東御市のごみを処理しています。昭和56年12月から稼働し、現在30年8ヶ月を経過しております。

施設は、このように長い間事故等なんら問題なく運営しておりますが、こうした施設の一般的耐用年数は、30年と考えられておりますので、安定的な運営を確保するために、新たな施設建設が必要になっております。

事業実施に至った経緯は、この背景を踏まえ、現在は佐久市が中心となり将来に向けた安全安定、安心なごみ処理体制を維持していくため、平成29年度を目途に、既存のごみ焼却施設、先ほどの佐久クリーンセンター、川西清掃センターの両者を統合した新たなクリーンセンターの建設計画を進めています。実施に至った経緯につきましては、先ほど局長のご挨拶にありましたので、一点だけ補足説明しますと、一番下段にあります平成23年8月に佐久地域の関係自治体で協議した中で、「佐久地域循環型社会形成推進地域計画」を策定し、同年の12月に国、環境省のご承認をいただきまして、現在本事業は循環型社会形成交付金の対象事業に位置づけられています。

事業計画の具体的な概要に入っております。

本事業の名称は新クリーンセンター建設事業と称します。

事業者の名称は佐久市等を構成団体とする一部事務組合、先ほど挨拶に出ておりましたけども、佐久市、軽井沢町など、関係自治体において平成26年4月設立を目途に現在協議を進めております。

新クリーンセンターに係る環境影響評価の実施主体につきましては佐久市が実施主体ということで、取り組んでおります。

新クリーンセンターは、現在、施設規模を1日あたり110tと想定しております。こちらの規模は、県の条例の対象事業、ごみ処理規模1日あたり96t以上に相当する規模のため、条例に基づきまして、今回、環境影響評価に着手しております、

新クリーンセンター建設に係る基本方針、基本理念に入っております。

新クリーンセンター建設にあたりまして、「周辺地区と調和すると共に、環境負荷の少ない安全、安定、安心な適正処理が続けられる資源循環型施設を整備する」と具体的な基本理念に沿いました方針を掲げております。ごみ処理が適正に行える施設、環境にやさしい施設、資源エネルギーの有効利用が

図れる施設、安定的な稼働が可能な施設、安全性に優れた施設、維持管理の容易な施設、経済性に優れた施設、そして周辺環境に適合した施設、こういった8項目を基本方針に掲げております。

対象事業実施区域の説明に移ってまいります。新クリーンセンターの建設候補地につきましては、平成22年の12月、公募により応募申請をいただいた3地区から、建設候補地選定委員会における調査検討の結果、総合的な適正評価で第1順位となりました、佐久市平根地区上舟ヶ沢及び棚畑地籍を候補地に決定しております。

こちらが、建設候補地の具体的な場所です。ちょっと地図ではわかりづらいので後半で大きな図面を出しますけども、現在、こちらの方法書を作成するにあたりまして、予備調査範囲を設定してあります。対象事業実施区域から半径約4kmの範囲、関係する市町村は地元の佐久市、隣接する御代田町、一部かかっている小諸市、軽井沢町の2市2町、合計4市町が管轄する自治体になっています。

こちらに拡大した地図が出ております。対象事業実施区域、建設候補地の位置は、この青い部分に該当いたします。ちょうど佐久市と御代田町の境界ラインが出ておりますけども、図では、こちらの方面が佐久市、方角でいいますと南西になりますが、建設候補地の平根地区にあたります。

図の右上、一部御代田町が出てきておりますが丁度北東、あと東の方面に御代田方面が載っております。

さらに拡大しました青い部分が対象事業実施区域、建設候補地にあたります。ここのあがったところになるのですが、標高1155mの平尾山がありまして、ちょうど北麓地籍にあたってまいります。ここにスキーガーデンパラダ、北パラダに当たるのですが、センターハウスが写っております。この東側の一段高くなった部分が、第3駐車場で利用されている部分。あとこちらに市有林が見えてきていますが、市有林が該当になっています。

地籍は先ほども申しあげましたとおり、佐久市大字上平尾小字の山林部分が上舟ヶ沢。駐車場にあたる部分が、棚畑になっております。なお、現地地点では、施設の配置、工事関係車両、想定搬出搬入車両の導入路、取り付け道路は決定してない状況になっております。

航空写真、ちょっと細かくなっていますが、黄色い部分が対象事業実施区域です。先ほど説明した佐久市方面の直近の横根地区という集落です。上平尾という集落も見えてきております。ここはちょうど境ですので、御代田方面の面替の集落、こちらは児玉という集落の農地が一部見えています。現地調査で回りますが、こちらの東側が豊昇区と呼ばれている集落に当たります。現況の写真を写してまいりました。第3駐車場ということで、スノーマシン等を置くちょっとした場所、スノーマシンが見えていますね。スキー場の。あと作業する小屋と、こちらが市有林になっております。奥にカブトムシを飼育する飼育場が奥のところにあります。

それでは施設計画に移ってまいります。佐久市を中心に進めています計画処理区域を整理してみました。地域計画の中で位置づけられている市町村で、

佐久市、軽井沢町、立科町さらに御代田町。南佐久郡全町村は6町村になりまして、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村ということでトータル10市町村が構成されております。隣接の小諸市につきましては、ごみ処理施設の整備を単独で進めていらっしゃいます。計画目標年度は平成29年度に設定しまして、計画収集人口は、10市町村の人口約17万人ということで推計しております。

施設の面積等は、現在約1.7haを想定しています。

クリーンセンターの想定寸法としましては、幅約70m、奥行き約40m、高さは約30m、煙突の高さは59m以下、59mをひとつの目安としています。

処理方式はストーカー式焼却炉、運転方式は24時間連続運転。施設の規模につきましては1日あたり110t、55t炉を2炉想定しています。稼働年度は平成29年度中、処理対象ごみにつきましては、収集可燃ごみ、埋立処分中可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ、こういったものを現在想定しています。

少し、施設規模関係でデータを整理してみました。21年度の実際の10市町村の可燃ごみの処理量実績は、29,539tです。

計画目標年度は平成29年度、こちらを計算しております。計画年間平均処理量なのですが、構成する10市町村の人口動態、ごみ処理量に設定された将来の人口、将来のごみ量に基づく値でありまして、佐久市、軽井沢町、御代田町につきましては、一般廃棄物の計画が立てられておりますので、その基本計画にそって減量化を進めております。その他の市町村につきましては、国の方針に準じまして一人1日あたりのごみ排出量を平成19年度に対して、平成27年度は5%減量化、その数字を参考にさせております。合計いたしますと、先ほどの埋立処分可燃性ごみとトータルしまして、29,355tが計画年間平均処理量に位置づけております。具体的な算定方法は、国が定めた計算式で計画年間日平均処理量を出しまして、実稼働率、調整稼働率で割っております。年間標準稼働日数を280日で想定していますので、稼働率が、0.767。365分の280となります。調整稼働率は0.96で設定した結果、概ね110t/日となっております。

現在の排ガスの想定計画値を、現時点では法規制値ということで記載させていただいております。ばいじん以下一酸化炭素まで載っておりますけれども、今後この環境影響評価を進めていく中で、地元等との協議を進める中で、自主規制値は今後検討し、設定してまいります。

受け入れの関係の計画です。想定 of 搬入時間、日中ですが時間帯につきましては、今後詳細を固めてまいりたいと思います。想定 of 搬出車両について、現地点の佐久クリーンセンター等の状況から推定した数字が出ています。ごみ収集運搬車両を想定 of 片道台数とすれば、1日あたり60台、焼却灰及び飛灰の新クリーンセンターから搬出されるものは1日あたり2台を想定しております。

おおむねの搬出入ルートについて現所在地元の方とも協議している1つの案は、今日これから参りますが、市道南北線と呼ばれている箇所、この緑色の箇所をメインルートと考えております。ここに一部県道草越豊昇佐久線に出

ますけれども、こちらのほうに行く形です。御代田方面からは、ふるさと農道というラインを検討しています。

給排水関係です。原則として上水からの給水を予定しております。クリーンセンター内のプラントからの排水につきましては、原則として循環方式を利用しまして無放流で外には出さない考えです。生活排水については、合併処理浄化槽にて処理後、公共用水域に放流します。雨水排水は、急激な出水につながらないように調整機能を持たせるといった考えです。

工事工程です。具体的な工事作業計画は今後作成されていきますが、平成26年度後半から27年度にかけて、敷地造成等含めた工事を予定しております。新クリーンセンターのプラントの工事につきましては、27年度から29年度3年かけて、29年度中後半には試運転に入りまして、稼働は29年度末、平成30年の頭あたりを1つの目途にしております。

補足になります。工事用車両の走行ルートとしましては、先ほどの市道南北線、県道等経由して対象事業実施区域に至るルートを現地点では見込んでおります。

私からの説明は以上になります。

亀山委員長

ありがとうございました。

ただ今の説明に関しましてのご質問、ご意見につきましては、現地調査をした後でもう一度ここに戻りまして、方法書の説明をいただいた後にお受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは現地に参りますので、事務局の誘導にしたがって移動していただきます。よろしく願いいたします。

～現地調査～

亀山委員長

皆様お疲れ様でした。

それでは続きまして、環境影響評価方法書の内容につきまして、事業者からご説明をしていただきます。よろしく願いいたします。

コンサルタント
井上

(パシフィック

コンサルタンツ
(株))

引き続きまして、方法書の概要につきまして佐久市さんの下で方法書の作成のお手伝いをさせていただいております、パシフィックコンサルタンツの井上からご説明させていただきます。

はじめに事業計画の概要ですけれども、ここでもう一度確認をさせていただきたいと思っております。事業計画の概要としましては、事業の名称から、先ほど冒頭でご説明したとおりの内容になっておりますけれども、処理能力につきましては、日あたり110tという処理量になっておりまして、県環境影響評価条例の対象事業の規模であります、時間4t、日に直すと96t以上となるため、アセス対象事業となります。

続いて環境影響評価項目の選定状況についてご説明したいと思います。県の技術指針を踏まえまして、事業の特性及び地域の特性を考慮し大気質から温室効果ガス等まで、計17項目を今のところ選定させていただいております。

続きまして、調査、予測及び評価につきまして個別の項目ずつご説明したいと思います。

まず、はじめに大気質についてご説明させていただきます。

大気質の調査ですけれども、大きくは、一般環境大気質、沿道環境大気質の2つから構成されております。それぞれの項目については、一般環境大気質は、降下ばいじんから二酸化硫黄。後は気象関係と言うことで、地上気象と上層気象の項目を予定しております。沿道環境大気質については、降下ばいじんから、二酸化窒素、SPM、ベンゼン及び地上気象の項目を予定しております。

調査地点ですが、一般環境大気質で18地点、沿道環境大気質は計3地点を予定しております。調査地点の考え方においては続く画面でご説明いたします。調査地点の設定の考え方なのですが、全部で4つの視点から設定させていただいております。

1つ目ですが、対象事業実施区域の状況を把握するために、建設候補地1地点で調査地点を設定しております。

続いて、地区の代表ということで、周辺の自治体の方ともご相談しながら、公共の広場、集会場、小学校など、全部で10地点、今ピンクで示しているところを選定させていただいております。

続いて3つ目ですが、現場を視察していただいた通り、複雑な地形ということが分かっております。画面の通り、これは方法書には載ってないのですが、青色に示したところが、標高が低い大体650mから、赤色というかオレンジ色に示しているところが標高1200m以上ということで、色分けしてございますが、非常に複雑な地形といったところが、対象事業実施区域の中で広がっているという状況を踏まえまして、尾根、谷部、傾地といった区分を踏まえまして、計7地点を選定させていただいております。

最後に4つ目ですが、こちらに戻ってくるときに、通っていただいた市道南北線を中心として、搬出入の車両の走行ルートと集落の位置関係を踏まえまして、今のところ計3地点選定させていただいております。

続いて調査方法ですけれども、画面に示しますとおり、各項目については工程表が定められておりますので、そちらに従って調査を進めたいと考えております。調査頻度、調査時期ですが、大気質につきましては4季節各1週間、地上気象につきましては、建設候補地と大星神社の境内の中では、計2地点で通年観測、それ以外の場所では4季節を予定しております。また上層気象につきましては、夏及び冬の2季節を予定しています。

続きまして予測の方法ですけれども、工事中の予測、二酸化窒素からSPM、降下ばいじんに対しましては、技術指針に基づきまして大気拡散式、ユニット法による降下ばいじん量の予測に従いまして、進めたいと考えております。

続きまして、存在・供用における予測ですけれども、自動車交通の発生に伴う影響につきましては、大気拡散式に基づいて行います。あとは焼却施設の稼働、煙突排ガスの影響ですが、こちらにつきましては、長期平均濃度と短期高濃度の二つに分けられますけれども、長期につきましては、県内の他施設と同様に3次元のマスコモデルと移流パフモデルにより、予測を行います。短期高濃度につきましては、上層気象の現地調査結果及び計画施設の配置計画等に基づき、特定条件の短期濃度を予測してまいります。

予測の地点、地域につきましては、工事の影響につきましては現地調査地点や近傍の集落等とさせていただきます。存在・供用についても同様です。

予測対象時期等ですけれども、工事中につきましては、降下ばいじんの影響が最大となる時期、また存在・供用については定常稼働時を予定しております。

続いて評価ですけれども、評価の内容については予測の内容に準じてまいります。評価の方法ですけれども、大きくは2つの視点で評価を進めてまいります。1点目は環境に対する影響緩和の観点、もう1点につきましては、環境保全のための目標値との整合性の観点ということで、大気質につきましては環境基準ですとか、目標環境濃度が設定されていますので、それとの整合性について、評価させていただきます。

続きまして騒音・振動・低周波音についてご説明いたします。まず調査項目ですが、環境騒音振動から始まって交通量、地盤卓越振動数、後は低周波音の計5項目を予定しています。

調査地点につきましては画面に示すとおり、環境騒音・振動で2地点。道路交通騒音・振動につきましては、現地視察でも通ってきました各ルートの沿道で各3地点。低周波音につきましては、3地点予定しています。

また画面には載っていないのですが、現状施設でもある佐久クリーンセンターにおきましても、低周波音の調査を実施してまいります。

調査の方法ですけれども、こちらにつきましても、公定法など一般的な方法がございますので、それに合わせて進めてまいります。

調査の頻度、時期ですけれども、晩秋1回を予定しています。

予測の方法ですが、まず騒音につきましては、工事の影響、また存在・供用による影響共に日本音響学会の提案式、もしくは音の伝搬理論式に従って予測を進めてまいります。

続いて振動につきましては、同じく旧建設省土木研究所提案式及び振動の距離減衰式を踏まえて予測を進めてまいります。低周波音につきましては、類似施設での測定結果を踏まえて定性的に予測するというを予定しています。

予測の地域及び地点ですけれども、現地調査地点や近傍の集落を予定しています。予測の対象時期ですが、工事中につきましては工事の影響が最大となる時期、また存在・供用につきましては、定常稼働時を予定しています。

評価でございますが、先ほどの大気と同様に2つの観点から評価をしていますが、騒音、振動、低周波音につきましては、環境基準や規制基準、

また目標値等が示されておりますので、それらと比較して評価を進めてまいります。

続きまして悪臭の調査項目ですが、臭気指数、特定悪臭物質の2項目を予定しています。また調査地点につきましては、一般環境大気質と同様の13地点を予定しています。調査方法は公定法により行ない、調査時期は夏季1回を予定しています。

予測の方法ですが、煙突排ガスと施設からの漏洩を対象に、プルーム・パフ式や類似事例の引用、もしくは解析により行ないます。予測地点につきましては事業実施区域及びその周辺、予測時期につきましては定常稼働時を予定しています。

続いて評価ですが、これにつきましても、大気質と同様の2つの観点から評価を進めてまいります。悪臭につきましては、規制基準が定められておりますのでそれらとの比較により評価を進めてまいります。

続いて水質です。水質につきましては、大きく河川水と地下水を対象に実施してまいります。

河川につきましては、特に工事中に降水が確認されたときの水の濁りという観点から、浮遊物質SS、河川流量、土質の状況、生活環境基準項目、健康項目及びダイオキシン類を予定しています。地下水におきましても、環境基準、ダイオキシン類、地下水位を予定しています。

調査地点につきましては、調整池や湯川、あとは湧水地が周辺で確認されておりますので、それらを踏まえて計5地点を予定しています。

地下水につきましては、対象事業実施区域内に設置する観測井戸、あとは周辺にあります既存の井戸を選定しています。

調査の方法ですが、項目ごとに公定法が定められておりますので、それらに従って進めてまいります。

調査の時期につきましては、工事中の水の濁りを対象としました浮遊物質、河川流量につきましては、未降雨、降雨時の2回を予定しています。生活環境項目につきましては4季節、健康項目とダイオキシン類につきましては夏と冬の2季。地下水位につきましては、月1回の年12回を予定しています。

続いて予測ですが、工事中及び存在・供用共に類似事例の引用もしくは解析により行なってまいります。予測の地点、地域につきましては、対象事業実施区域の下流域を予定しております。予測の対象時期は、工事中につきましては、工事の影響が最大となる時期、存在・供用につきましては、定常稼働時をそれぞれ予定しています。

評価につきましても2つの観点から進めてまいります。環境基準等が設定されておりますので、それらの比較等により評価を進めてまいります。

続いて、水象・地盤沈下です。調査項目につきましては、地形・地質の状況、地下水位、対象事業実施区域周辺の既存井戸の分布状況及び地下水の利用状況の計4項目を予定しています。

調査方法、調査頻度については、画面に示すとおりです。調査の範囲です

が、今のところ小流域を中心とした、画面のしずくみみたいな形ですが、この形状の中を調査範囲として設定しています。

続いて予測の方法ですが、工事中、存在・供用共に掘削方法、掘削頻度、底面積、土質の状況及び地下水位の測定結果から、定性的に予測することを予定しています。

予測の地域・地点ですが、ごみピットの掘削工事やごみピットの存在が影響を及ぼす範囲を想定しておりまして、予測の時期につきましては、ごみピットの地下掘削時、ピットの存在時を予定しています。

続いて評価ですが、こちらにつきましては、環境に対する影響の緩和の1つの観点から評価を進めてまいります。

続いて、土壤汚染についてご説明いたします。調査項目につきましては、土壤環境基準の項目でありますカドミウム、鉛、水銀及びダイオキシン類を予定しています。

調査地点につきましては、計16地点を想定しています。調査方法、頻度につきましては、画面に示している通り、公定法に基づいて1回を予定しております。

予測の方法ですが、今回は煙突排ガスによる土壤中のダイオキシン類を対象に大気質の予測結果、土壤への沈着割合等を踏まえた推定により行ないます。予測地点は、対象事業実施区域及びその周辺とし、その時期につきましては、定常稼動時を予定しています。

評価の方法及び内容につきましては、大気質同様の2つの観点から、評価を進めてまいりますけれども、土壤環境基準が設定されていますので、それらとの比較により評価を行ないます。

続いて、地形地質についてご説明いたします。地形地質につきましては、土地の安定性の1つの項目について調査を進めてまいります。調査範囲については、対象事業実施区域を含む小流域を中心とした画面のピンク色の範囲を予定しております。

調査の方法は危険箇所及び災害履歴を確認する方法とし、その頻度については1回を予定しています。

続いて予測の方法ですが、工事中、存在・供用ともに、土質工学的手法に基づき進めてまいります。予測の地域につきましては、調査地域同様に小流域の範囲を予定しています。予測対象時期につきましては、工事中においては土地造成工事中及び完了後、存在・供用におきましては、定常稼動時を予定しています。

評価の方法ですが、環境に対する影響緩和の一観点から、評価を進めてまいります。

続いて、植物・動物・生態系について説明いたします。調査の項目ですが、植物については植物相から植生、注目すべき個体、集団、種及び群落を。動物につきましては、動物相、注目すべき種及び個体群ということを用意しています。生態系につきましては、植物・動物の結果の引用ということで予定しています。

調査の範囲ですけれども、先ほどの地形地質同様に、小流域の範囲に加えて今回の工事中の濁水が湯川に流れ込む可能性があるということで、湯川の範囲まで含む、少し幅が広い緑の範囲の中を予定しています。

調査の方法及び時期等につきましては技術指針を踏まえ、各項目について、記載の通り予定しています。

予測の方法ですが、工事中及び存在・供用ともに、直接的、間接的影響による変化の程度、又は消滅の有無について、対象事業計画との重ね合わせ、類似事例等により予測としています。動物につきましても同様で、事業計画との重ね合わせ等により、予測を進めてまいります。生態系につきましては、植物と動物の結果を踏まえまして、事業計画との重ねあわせにより予測を進めてまいります。予測の地域については調査地域に準じ、予測の時期ですが、工事中につきましては、工事中及び工事完了後、存在・供用につきましては、施設の定常稼働時を予定しています。

評価ですけれども、環境に対する影響緩和の観点から評価を進めてまいります。

続けて景観です。調査項目につきましては、景観資源及び構成要素、主な景観について調査を進めてまいります。調査地点につきましては対象事業実施区域方向を見渡すことができる公共施設を中心に、画面に示す計7地点を今のところ選定しています。調査の方法ですが、現地踏査及び写真撮影による方法とし、頻度につきましては、景観資源及び構成要素については1回、主要な景観につきましては、写真撮影を中心に4季節を予定しています。

予測の方法は、フォトモンタージュ法等により行ないます。予測地点は、対象事業実施区域の周辺とし、調査地点は先ほどの現地調査地点と同様です。予測の時期につきましては、定常稼働時を予定しています。

評価につきましては2つの観点からなのですが、景観につきましては、長野県及び佐久市の条例が制定されていますのでそちらとの整合性について、評価を進めてまいります。

続いて、触れ合い活動の場です。触れ合い活動の場の調査項目については、まずは場の分布状況、その利用状況、資源の状況、周辺環境の情報、騒音・振動・低周波音の状況及び交通の状況について調査を行ないます。

調査地点につきましては、既存資料調査の結果、画面に示します計5地点の主要な触れ合い活動の場を中心に調査を進めてまいります。調査方法につきましては、現地踏査を中心に行なってまいります。頻度につきましては基本的には4季節を予定しています。

予測の方法ですが、工事関係車両による渋滞の影響ですとか、工事中につきましては騒音振動の項目で評価を行なっておりますので、その結果を踏まえた予測を行なう予定です。

続いて、存在・供用時の予測ですが、運搬車両による渋滞の影響ですとか、施設の稼働に伴う騒音振動の評価結果を踏まえた予測を予定しています。

予測地域・予測地点ですが、工事中の影響につきましては工事関係車両が集中する道路の沿道、土地の造成等につきましては、対象事業実施区域から

約200mの範囲を予定しています。存在・供用による影響につきましては、自動車交通の搬入車両の走行に伴う影響なのですが、運搬する車両が集中する道路の沿道、焼却施設の稼動に伴う影響につきましては、対象事業実施区域から約200mの範囲を予定しています。予測の時期は、工事中につきましてはその影響が最大となる時期、存在・供用については、施設の定常稼動時を予定しています。

評価につきましては、環境に対する影響緩和の観点から評価を進めてまいります。

続いて廃棄物についてご説明いたします。廃棄物については調査が行われないため、予測の内容についてご説明いたします。予測の手法につきましては施工計画や事業計画を踏まえ、それぞれの発生量について予測を進めてまいります。予測の地域・地点ですが、対象事業実施区域を対象に行ないまして、予測の対象時期は、工事による影響につきましては、工事期間全体、存在・供用においては、施設の定常稼動時を予定しています。

評価につきましては同様に2つの観点なのですが、県の建設リサイクル推進指針等との整合性が図れているかどうか、との観点から評価を進めていきます。

最後に温室効果ガス等です。こちらの予測手法ですが、事業計画を踏まえ、環境省のマニュアル等を踏まえて予測を進めてまいります。予測対象地域は対象事業実施区域内とし、その対象時期については定常稼動時を予定しています。評価につきましては2つの観点から評価を進めてまいりますけれども、県の上位計画等が設定されておりますので、それらとの整合性から評価を進めてまいります。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

亀山委員長

これで全部ですね。もう他に説明することは無いですか。ありがとうございました。

それでは、続きまして、方法書につきまして、本日欠席をされています委員からご意見をいただいておりますので、事務局から、ご説明をお願いいたします。

事務局
清水

本日欠席されております片谷委員より、本日の前に意見をいただいておりますので、事務局からご紹介させていただきます。

各予測評価項目の評価方法について、「環境影響が実行可能な範囲で回避又は提言されているか評価する」となっていますが、それを具体的に示すためには、現況との比較を明記し、現況を大きく悪化させないことを説明する必要があります。最も極端な場合、実行可能な保全対策を全て実施しても現況が大きく悪化するのであれば、事業は実施できないことにもなりかねませんので、そういう認識を持っていただくようお願いいたします。

以上です。

亀山委員長

ありがとうございました。

それでは、ただ今ご説明いただきましたことにつきまして、ご意見ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

一度に全部は大変ですよね。個別に答えてもらったほうがいいか…それではお願いします。

事業者
佐藤

新クリーンセンター整備推進室長の佐藤と申します。よろしく願いします。

(佐久市
環境整備推進局)

今の片谷委員からのメッセージについて、私どもも至極当然のことと受け止めております。常に念頭に置きながらアセス手続に臨んでいく所存でございますので、よろしく願いいたします。

亀山委員長

それではどこでも結構ですので、お気づきの点があれば。

花里委員

土地の安定性について、現場を見てきた印象として当該の場所は山に接近しております。

最近、深層崩壊についてテレビで見たが、去年今年の大雨で山が崩れてしまうということがあって、インターネットで調べたところ、その可能性がある地点は全国で420箇所あるということで、国交省が調査しており、近日中にそれをまとめると言うことでした。

例えば実施区域でそういったことが起きた際はかなり大きな問題になると思うので、例えば国交省の情報を確認し、場合によっては独自に調査を行うことで安全性を確認するとか、又は深層崩壊が起きても影響が及ばないような建物の作り方を検討することが必要かと思えます。

もう一つ、現場のそばにはゲレンデがあります。こちらで例えば大雨が降ったらどうなるか。またそれなりの、普通見られないようなことが起きるかもしれないなと思えます。急に水が出ることもあれば、冬には雪崩が起きる可能性があります。そういったことに対して問題が起きないようにすることを検討する必要があるのではないかと思います。

亀山委員長

今のご意見に関しましては、方法書 P3 - 53 に砂防法の指定状況等がありました。今のゲレンデの話ですが、ゲレンデは土砂災害警戒区域であり、その東の方は土砂災害特別警戒区域になっております。そういったことを含めていかがでしょうか。

事業者
佐藤

今のご指摘に関しては、持ち帰り検討させていただきたいと思えます。

亀山委員長

直接アセスメントではないのですが、安全が前提の上でアセスを実施するわけですので、しっかり認識していただきたいと思えます。よろしく願いします。はいどうぞ。

野見山委員

方法書 P3 - 95 の大気質の部分で、微小粒子状物質が平成 22 年から測定がされているはずですが、この方法書の P3 - 98 を見ても数値の記載がないということ、実際に予測した微小粒子状物質の記載が一切ないということで、これは測定した方が良いのではないかということです。

あとは資料 3 の P3 の左下、騒音振動低周波音の調査頻度については晩秋 1 回ということですが、この 1 回で良いのかと。もう少しきめ細やかでなくて良いかということです。これに加えて次のページの悪臭について、調査期間が夏季 1 回のみということですが、四季の調査が必要ではないかということと、同じように 5 ページ目の水質の左下、調査 2-2 の部分について、調査頻度と時期について、生活環境項目については年 4 回やることとなっていますが、健康項目・ダイオキシンについては年 2 回ということですが、これはもう少し頻度が必要ではないかということです。これは土壌の 1 回ということについても同様でございます。以上でございます。

亀山委員長

かなり近隣に住民がいるわけですから、そこを考えるともう少し調査の頻度を上げるとか、しっかりやらないといけないかと思いますが、いかがでしょうか。

コンサルタント

宇田川

(パシフィック

コンサルタンツ

(株))

今ご指摘をいただいた件について、若干の答えをいたします。まず PM2.5 について測定した方が良いということで、これにつきましては持ち帰り検討させていただきたいと思っております。ただ PM2.5 の予測に関しては、現在インベントリ一のデータを整理している状態で、それと二次粒子の生成等の問題がありまして、なかなか予測まで出来ないだろうということがございまして、今回項目の選定からは外させていただいたということでございます。

それと騒音振動が晩秋 1 回ということですが、騒音振動については季節変動よりもむしろ日間変動の方に着目をさせていただきまして、1 回とさせていただいたところですが、晩秋 1 回とさせていただきましたが、当該地については自然環境が比較的豊かなところでございますので、虫の鳴き声等色々と入って参りますので、そういうところの影響が一番除ける晩秋ということで選定をさせていただいたところでございます。

それから悪臭につきましては夏季 1 回ということで、これは有機物等の分解が一番大きい時期ということで、夏を 1 回設定したところでございます。今回の場合は特に 4 季の必要性はないかと考えさせていただいたところでございます。

それと水質については年 4 回、それから健康項目等については年 2 回ということで、渇水期、豊水期等を含めて年間の変動がある程度把握できる時期ということで想定をさせていただいたところでございます。我々コンサルタントとしては十分なのではないかと考えているところでございます。

土壌については土壌中のところを測定しますので、特に大きな変動はないというように考えておりますので、ここでは 1 回とさせていただいたところで

ざいます。

調査の頻度等の選定の考え方については以上でございます。

亀山委員長

ですから、それについて調査の頻度が少ないのではないかとこのことを御指摘いただいている訳ですから、そこをお考えいただきたい。虫の声云々というのは雑な答え方ではないかと思えます。そんなことで調査頻度を定めるべきものではないかと思えますので、そこを再考していただきたいという御指摘かと思えますが。

事業者

持ち帰り検討するというところでお願いしたいと思えます。

佐藤

亀山委員長

他にいかがでしょうか。

中村寛志委員

4点ほどあります。

最初は方法書 P2 - 1 の整備方針について、これは単純な質問でございますが、
③ 資源エネルギーの有効利用が図れる施設という方針がありますが、具体的に何か新しいものが作られるものかなということをお聞きしたいと思えます。

次に方法書 P3 - 79 について、ここでは動物の注目すべき種がリストアップされているのですが、ついこの間第4次レッドリストを環境省が出しておりますので、この方法書を作成されたときはこのままかと思えますが、調査をされた後で出てきた虫については必ず対象とされるかどうかということ。

それから方法書 P4 - 68 昆虫類の任意採取の場所について、今日ルートを拝見したところ、ルート沿いにあると思うのですが、ゲレンデの中も任意採取の場所に含まれるかどうか。ゲレンデにもかなり草原性の昆虫類が出るので、場所に含まれるかお聞きしたい。

最後に方法書 P4 - 78 生態系の予測手法です。先程片谷委員からの質問にあったとおり、予測の方法をあらかじめ何かと比較しないといけないと思うので、この場合の生態系だと、ぱっと見た限りでは落葉広葉樹と針葉樹の混合林で、そこに生息する生態系は大体このくらいだと、それに対して供用した時、夜間照明がずっと点いている場合に、この生態系がこのくらい変わるとかいうことで、最初にその生態系はこういうようなものだ確認しておかれたら、次に予測しやすいかな、ということです。以上4点です。

事業者

今の質問の中の、事業概要のコンセプトですが、資源エネルギーの有効活用についての具体的な考え方は、ごみを熱エネルギーという形で考えますと、資源として捉えるということ、出来る限り熱回収するという考え方を取り入れて施設整備計画をまとめていきたいと、こういう内容でございます。

佐藤

コンサルタント

先程環境省の最新のレッドリストを反映するかということですが、方法書の中では反映しておりませんが、準備書以降の現地調査結果の整理の中では当然対象とさせていただく予定でございます。

井上

昆虫の、ゲレンデの中での任意採取ということなのですが、動物植物生態系もそうですけれど、溪谷地を含む小流域及び湯川について調査範囲を広げた中にゲレンデも含まれておりますので、その中での調査を進める予定です。

生態系の予測の考え方について、少し方法書の中では簡略化された記載になっておりますが、先生がおっしゃったとおり、最初に計画地周辺の状況の調査をさせていただいて、その中での生態系の状況の着目すべき点を整理して、注目種をピックアップして予測を掛ける予定です。その中において、夜間照明との影響の関係についても予測を進めてまいりたいと考えております。

亀山委員長

この他いかがでしょうか。

小澤委員

利用計画の中の2-7 排ガスに関する計画値のダイオキシンの法規制値を $1\text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$ 以下という想定がされているのですが、事業規模が $4\text{t}/\text{h}$ という設定がされているので、この法規制値というのが、炉が2つに分かれているからという考え方もあるかもしれませんが、評価する場合には能力を合わせて評した時にはこの数値というのは10分の1の $0.1\text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$ にする方が良いと思うのですが、いかがでしょうか。

事業者
佐藤

あくまで法規制の考え方については1炉あたりで記載しておりますが、事業者としては合わせた規模として対応していきたいと考えております。まだ自主基準という形では表わしてございませませんが、アセスの中で大気質の予測評価をしていく中で、自主基準として定めていきたいと考えております。

小澤委員

自主基準の方はそういうことでよろしいかと思いますが、一応ダイオキシン特措法の考え方でも、施設の評価をするうえでは、焼却能力の合計を持って評価を行うという考え方が取られているので、それだとこの評価は0.1の方がいいのではないかと思います。

コンサルタント
井上

今御指摘いただいた内容で、今後記載を修正させていただいて、評価もそれを踏まえた事業者の自主規制値をもとに進めていきたいと考えております。

小澤委員

はい、分かりました。

鈴木委員

大気質に係る現地調査について、方法書P4-31に調査地点が記載されておりました、これは前の方法書P4-28, 29を見ると全ての地点で項目を全てやるわけではなく、大気質から地上気象、上層気象の3種類あり、それぞれやられる場所とやられない場所という風にあるので、せめて色分けか、マークを変えて記載された方が分かりやすいかと思います。

それから上層気象が、地点番号3、面替地区が測定地点となっておりますが、湯川の河床から測定した方が上層まで分かるのではないかというご説明をお聞きしたのですが、こちらは対象事業実施区域と大分離れているのと、川から

放球しますとどうしても川自体の方向に風が吹くということからそちらに流れると言うこと、それと気温が川の影響により実施区域とは少し異なる結果が出るのではないかとこの心配があります。

それと人が住んでいないということでこの区域を選定したかと思うのですが、現地を拝見しますと、実施地域の南東側は素晴らしいゲレンデがありますので、人は住んでいなくとも、冬になるとおそらくかなりの人が利用されると思います。そうなりますと北西の風が冬は吹くはずですから、ばい煙などがうまい具合に、ゲレンデが空気を通しやすい場所にあるものですから、どうも斜面を伝っていく気もするので、そちらの方面の調査地点を置かれてはいかがかと思えます。

コンサルタント
井 上

調査地点の色分けについては、準備書で記号の配色や形等を工夫して、標記してまいります。

コンサルタント
宇田川

まずは上層気象に関してでございますが、川の影響もあるということで、そちらの方については測ってみたいと分からない部分があるので、まずは実施をして、データの把握等行っていきたく思います。今回の場合、計画地につきましては河岸段丘の上の方にございまして、集落等については河岸段丘の下の方にあるということでございまして、一番下のレベルから上層気象については押さえた方がいいだろうということで、特に地元の方にヒアリングしたところ、冬場に霧が滞留するというので、特に川の標高が低いところで空気が滞留しやすいといった御指摘をいただいたものですから、まずは下の集落の方から上層気象や気温を把握し、逆転層等が生じていないかといったことを確認したいと考えております。

それからゲレンデへの影響については、気象については三次元マスコンモデルということで、この地域全体の気流の流れをまずは押さえて予測をしたいと思えます。冬場、ゲレンデのところに測定機材等を置けるかという技術的な問題もありますので、そのあたりについては検討を加え、必要でしたら調査ポイントとして加えていきたいと考えております。

鈴木委員

今は冬の話をしたのですが、夏に人がゲレンデを滑らない時も、斜面の方から山風が吹く可能性があるわけですが、ゲレンデの形をみると山風が通りやすい可能性がある場所という気がいたしますので、夏場のゲレンデ沿いの風の流れというのが、まさに下流の人家の方に流れていくわけでありまして、上流側、ゲレンデの上の方にも、冬だけではなく夏場にも測定地点を設置されたいかがかということでございます。

亀山委員長

今のところに関して、方法書 P3 - 47 の関係法令による規制の表の中、都市計画に基づく都市公園というのは、この場所でしたら例えば雪窓公園や平尾山の公園といったものがあるのですが、そういうものがこの表に載っておりません。今のスキー場の話もそうなのですが、どうもこういったものを軽視されて

いるなという感じがするのですが。こちらは都市公園のほうです。こちらはしっかり図面に入れていただきまして、これは触れ合い施設として認められるべきものでありますので、そこが入っていないということはこの資料の不十分な点ですけれども、ぜひこれはきちんとしたものに差し替えていただかないと不備なのではないかと思います。触れ合い施設に関する認識が欠如しているため、先程のスキー場の話にもなっているのかなと思います。

それから触れ合い施設に関しては、利用者が当然分かっているべきものですので、都市公園の場合には公園の利用者が分かりますし、それからスキー場も利用者が分かるはずですので、利用者についてもしっかり押さえておいていただかないと、それに対する影響は分からないと思います。カブトムシがいる公園もあり、夏に利用があり、子供に人気場所でもありますので、そういったことについてもう少ししっかり押さえておいていただきたいと思います。

スキー場に関しては、今は冬の利用だけですが、最近は夏の利用を考えている場所もありますから、夏は利用しないという前提でものを考えないほうが良いと思いますので、そういったことを考えていただいた方が大事かと。

それから触れ合い活動の場からの眺望についても書かれていないのですが、スキーヤーが滑っているときに、目の前に処理施設がありますので、これはぜひぶん見たい目もいかがということになりますので、そういったことについて十分書き込んでおいていただきたいです。ここでは全部無視しているような感じになっておりますので、かなりここは抜けている部分が多いと思います。

そこに今鈴木委員が言われた、大気の問題で言えば冬スキーをしている人の目の前に、水蒸気と言われるかもしれませんが、白い煙も上がりますので、これをまともに見ながら滑るのもそういう気分のものでもありませんし、そういったものについての配慮が抜けているなということが大きいのではないかと思います。

もう一つ言っておきますと、方法書 P3 - 50 の都市計画の関係で、かなり近接している風致地区がたくさんあるわけですが、風致地区というものは要するに、住環境として非常に良い場所だから都市計画で風致地区を指定している訳ですので、そういうことについてもう少し言及しておく必要があるかと思いました。そこを何も書かれていないと言うことも問題ではないかと思います。

もう一つ、文化財を対象にしていないのですが、その理由もあるならきちんと挙げていただいた方が、もちろんこの場所に埋蔵文化財がないのかもしれないのですが、非常にたくさんの文化財がある場所ということについてはもう少ししっかり認識していただく必要があるのではないかと思います。

ついでにもう一つ、今日は鳥類を専門とされている中村雅彦先生がおられないのですが、オオタカが出ておりますが、これは大丈夫なんでしょうか。ある程度営巣している場所か何か、把握されているかどうかということなのですが。近隣で営巣している可能性がなくなはないかと思うのですが。以上です。

コンサルタント
井 上

先程の触れ合い活動の場としてスキー場を重要視されていないのではというお話がありましたが、方法書の中では P3 - 92、93 において主な触れ合い活

動の場という形で、佐久スキーガーデンパラダ、北パラダ、南パラダの両方、それから平尾山公園を含めて主要な場所と整理をしておりますし、そういう認識もしております。その結果を踏まえまして、触れ合い活動の場の調査地点につきましても、方法書のP4 - 78, 79にお示ししておりますが、北、南パラダともに、調査地点として設定しております。

オオタカが確認されているということなのですが、今回はスキー場自体を整備するときの環境調査が行われておりまして、その報告書から主にオオタカやハイタカの生息が確認されているという情報を得てございます。繁殖の有無や場所についてはまだ現時点では把握しておりませんが、そちらにつきましては方法書のP4 - 69に動物の調査地域の図面をお付けしておりますが、そちらの中で黒い●印で希少猛禽類の定点の配置状況をお示ししております。これらの定点を配置して猛禽類調査をさせていただくことによって、今回対象事業実施区域周辺での繁殖状況若しくは利用状況を確認したいと考えております。

亀山委員長

都市公園についての記述がないのですが、これは資料の中で追加していただけますか。方法書の中で記載はないです。平尾山公園の一部は都市公園になっております。

コンサルタント
井 上

平尾山公園の南側斜面の中ほどから下は都市公園になっております。主なスキー場の部分はエリアの外となっております。

亀山委員長

ですから、そういうことをきちんと図面上に示していかないと、雪窓公園もそうですが、都市計画で指定されているものが都市計画の図面の中に入っていないということ。

コンサルタント
井 上

少し表現の中で漏れているということで、修正という形で対応したいと思います。

亀山委員長

お願いします。
あとは触れ合い活動の場からの眺望についてはいかがでしょうか。スキーヤーが施設を見るわけですから、そのことについてはどう思われますでしょうか。

コンサルタント
井 上

スキー場はセンターハウスからという観点でいたものですから、ゲレンデというものもおっしゃる通りかと思っておりますので、検討したいと思います。

亀山委員長

スキーヤーはスキーをすることが楽しみなので、そこに意識がないというのは欠落していると思います。それでは他にいかがでしょうか。

陸委員

今委員長より指摘のあった触れ合い活動のことに関連した質問と意見です。スキーヤーの利用調査についてです。方法書P4 - 77のところ、触れ合い活

動の場の調査内容がまとめられておりますが、調査方法として、利用状況については施設管理者からの聞き取りを1回だけやるということにしかなくはないのですが、先程の御回答からすると、施設管理者だけではなく利用者からも聞き取りをするということでもよろしいでしょうか。それから1回ではなくもう少し回数を増やしてはいかがかということです。

それと関連するのですが、調査項目の触れ合い活動の場の分布を現地踏査で四季の調査を行うと言うのは、どういう調査になるのでしょうか。

コンサルタント
井 上

施設の使用者、主にスキーヤーだと思いますが、その方々へのヒアリングについては追加の方法で検討させていただきたいと思います。また回数についても同様に検討させていただきたいと思います。また、触れ合い活動の場の分布を現地踏査するという言葉は、ちょっと表現が分かりにくかったということですが、方法書P4-79に5地点設定させていただいておりますが、まずその場の状況を現場で確認させていただきたいというところで、写真撮影を含めてそう言ったところの調査をさせていただきたいということの内容になっております。

陸委員

現場の状況を写真に撮るということは景観に係るのかもしれないのですが、触れ合い活動の場というのはそこを利用している人たちが、この施設ができることによってどういう影響を与えられるのかということ进行调查していただくということになりますので、ただその場所に調査員が行って写真を撮るだけでは調査にならないと思うのです。ですので、その場所に行って利用している人たちに聞き取り調査をする、それも工事中と供用後について事後調査の対象となっていると思いますので、まずは始まる前の現況で利用されている方がどういった利用をされ、どういう認識も持っているか調べておいていただいた上で工事中、それから供用後に同様の調査を行っていただき比較することが必要ではないかと思います。

それから利用の実態調査の日の選び方なのですが、これも天候や曜日によって利用状況が大きく変わると思いますので、その利用の実態を把握するような曜日や天気を、調査日を選ぶ際に考慮させていただきたいということです。

あとは触れ合い活動の場が5地点設置されておりますが、触れ合い活動と景観は非常に関連が深いと思いますので、方法書P4-74のところに景観について7か所選定されておりますので、その中の2、3、7番くらいはそこを利用されている方、ちょっとそれぞれの利用されている状況は私分かりませんが、全部入るかは分かりませんが、多くの方がそこで何らかの触れ合い活動をされているのであれば、そういう場所も対象地に選んでいただいた方がいいのではないかと思います。

コンサルタント
井 上

今御指摘をいただいた内容を踏まえ、調査内容の見直しを進めていきたいと思っております。

ただ、景観の調査地点のうち3番の飯綱タウンにつきましては、住民の方か

ら計画地の方が良く見えるといったところでピックアップしているものでございまして、この場所で触れ合い活動が盛んに行われているということではないという認識で今のところはおりますので、そういったところを踏まえ調査地点の見直しをさせていただければと思います。

亀山委員長

はいどうぞ。

富樫委員

地形地質の観点から気がついたところなのですが、方法書 P3 - 67 に地象の状況ということで地形地質について記載があります。最初に花里委員より災害等に関連した意見がありましたけれど、確かにこの記載が、これでは一般の人はどういうことか分からないだろうと思います。今回視察しただけでも非常に複雑な地形というものを感じるところですが、この複雑な地形がどう複雑なのか、どこが特徴なのかというものをきちんと記載していただきたい。そのあとに引用された図、地形地質の図がありますが、それぞれの関連が全然書いていないということがあります。特に地形地質に関しては簡易調査項目としてありますので、それであればなおさら、その前にここまできちんと把握した上で簡易調査項目だと、そういう形にさせていただかないと、結局十分な注意を払われたのか、ということになると思います。

まず地形についてもこの地形が湯川の右岸と左岸で、これだけ対照的な地形の変化があるのはどうしてなのか、それからバスの中から見ましたけれども、典型的な田切地形ということが一切何も書かれていない。そういう点で、せっかく項目があるのに、書くべきことが書かれていないということが、一つ感じたところです。

それとこれは毎回言っていることですが、3番目の注目すべき地形地質のところ、日本の地形レッドデータブックによると、保存すべき地形はないと言われていますが、基本的に現地地形、自然の地形があれば、それは保存すべき対象となるわけですね。要するに、レッドデータブックに該当する地形がない、というだけでありまして、別に書かれていないから保存すべき地形がないということはあり得ない話です。ですから、そのところは、今後もそういったことがないよう事務局側でも注意していただきたいと思いますが、そういうことでございます。

それと地下水の調査について、調査地点がボーリングをした箇所を1点、それから周辺の井戸の調査を行うと書いてありますが、周辺の井戸についてはもう把握されているのかどうかということについて、全く書いてありませんので、そこがどうなっているかお聞きしたいと思います。

コンサルタント
井上

一点目の地形地質の記載内容の関連性がなく、不明確であったということで、そのあたりの記載内容について今一度見直しをさせていただいて、御指摘がありましたよう内容を読み解いていただけるよう修正をしたいと思います。

注目すべき地形地質につきましては、ただいま御指摘いただいた内容を踏まえ認識を改めさせていただき、今一度地形地質の中で検討を進めてまいりたい

と思います。

地下水の周辺既存井戸の分布状況ですけれども、予備調査の中で何か所は地元の方にヒアリングをさせていただき、そこにあるということは確認しているものの、それは全てではないと思っております。今後調査をするにあたって、今一度確認をさせていただき、既存井戸の分布状況を確認させていただいて、調査地点として検討していきたいと考えております。

富樫委員

現時点では調査地点はボーリング箇所以外では決めていないということでしょうか。場合によっては一点になるのか、どうなのかも分からないということでしょうか。

事業者
佐藤

ボーリングを予定する井戸の他に、1か所確認がされているところがあります。それ以外についてはまだ地元にお聞きして把握している状況でございますので、この時点ではまだ表記できなかったということですが、いずれにしても周辺の井戸については、これからきちんと聞き取りをして場所を確認した上、調査に含めていきたいと思っております。

富樫委員

そういうことでしたら基本としては、周辺でどの程度あるのかは分かりませんが、近傍にあるもので水位観測などに使える井戸がありましたら、なるべく沢山データを集めた方がよいと思いますので、お願いしたいと思います。

亀山委員長

事前に井戸の調査を行っていただければこういうことがなくてすむわけですので、十分気をつけていただきたいと思います。

富樫委員

最初に申し上げた地象の部分の記載ですが、もし追加資料という形で資料を出されるのであれば、例えば方法書 P3 - 53 の土砂災害警戒区域の分布1つを見てもそういう場所が、湯川の左岸側の起伏のある山地に集中しているように、傾向というものはすぐに分かるかと思っておりますので、そういうところを含めて、せつかく地域の概況でありますので、一般の人たちに分かりやすく説明された方がよいと思います。

亀山委員長

はい、ありがとうございます。それではそういうことでお願いしたいと思っております。この他いかがでしょうか。

大窪委員

方法書 P4-65 の植物の調査地域、これは動物の調査地域も同じ範囲のものがあるのですが、この範囲は対象地域の上流域を中心とした地域ということで選定されていると思うが、予備調査の結果と地域のフロラなどの特徴を見ますと、もう少し調査の地域を、御代田町や佐久市でも、里地の方まで広げられないかと思っております。それで地域の特徴としては、方法書 P3-65 の河川・湖沼・ため池の状況というところを見ていただきますと、この地域は湧水等があり、用水等も発達しておりますし、里地の農耕地や水田などがありまして、こ

れまでに知られているフロラ、植物相の特徴としては、方法書 P3 - 82 などを見ますと水生植物ですね、水域に生育するような、例えばミズヒキモやイトモ、ミズアオイといった植物が特徴的に、県レベルで EN という絶滅危惧レベルのものが多数出現しているというのがフロラの特徴にもなっております。現在の植物調査地域の選定範囲を見ますと、対象地域の上流部を中心にしており、また佐久市寄りでもありますので、注目すべき植物全ては網羅できないにしろ、調べる場所が場所なので、結論になるのかな、という懸念があります。

植物の調査地域について、動物もそうなのですが、少し狭い範囲でしか設定されていないのかなというところ、どのくらい植物相や植生を調査した時に影響が評価できるのかなといった懸念があります。

結論的に言うと、もう少し範囲を広げていただけないかという意見です。具体的には流域ということ考慮に入れてこのような細長い形にしているのですが、できれば円に近い形にいただければいいのかなと思います。

これまでの方法書 P3 - 81～83 の植物相リストを見ますと、割と希少植物の一部が里地を中心として見られるような、しかも水生植物が多いので、それがここの地域の陸水に生息する植物がフロラの特徴として挙がっておりまして、そのような種も対象種となるような場所を、調査範囲として増やしてみてもどうかという意見です。

コンサルタント
井 上

今回の調査範囲の設定の考え方なのですが、対象とする事業は焼却施設を既にある程度造成された場所に新設するという状況で、どちらかというとポイント的な開発が行なわれるということを想定した上、こちらの箇所を一つの生態系のくくりと考えますと、その一つの範囲として、小流域という考えもあるだろうということで、その中の動物、植物もそうですが、合わせて生物相を把握していきたいという考え方で設定させていただいております。一方で例えば旧建設省さんが定められている面開発のマニュアルがございますが、今回のような面開発の場合では、開発エリアから片側 200m の範囲だけやればよいという形での記載がありますが、今回の場合は自然豊かな場所が周辺に分布しているといったところで、ある程度小流域の考え方を取り入れ、広域に場を捉えているという考えで調査範囲を設定しております。

大窪委員

これまでの調査で出てきたものと比較すると、かなりフロラリストなどについては縮小されるような調査範囲かと思えます。調査を始める前にそういう結論が分かっているのかな、と感じました。

亀山委員長

この他なにかございますか。

佐藤委員

今大窪先生が言われたことと似ておりますが、植物関係について、方法書 P3 - 80 でございます。植物相の概要なのですが、こちらは平成 5 年のデータから始まっておりまして、それ以降の地域の植物のリストについてのデータは手に入らないのでしょうか。

長野県での基準に基づくリストを記載されていますが、その他に113科592種とありますが、そのリストについてはそちらのデータとしてお持ちでしょうか。

それから今大窪先生が言われましたが、この地域は、ポイントとして、ゲレンデではたいしたことはないかと思いますが、この地域は日本を代表する珍しいものがございます。東北海道と東信州、日本に2点しかないグループの植物等がたくさん入っております。例えばヤエガワカンバとか、日本では北海道などにしかないニホンシダだとか、非常に稀なものがあるところですので、ポイントだけ調べるとリスト上は問題ないけれども、日本の中でとても大切な場所であることは、ぜひアピールしておいた方が良くと思います。

コンサルタント
井 上

既存資料で平成5年以降の結果がないかということですが、通常方法書レベルでの基本資料についてはここにも整理しておりますが、市誌や町誌を中心にやって、それ以外にもし情報があればということで行っております。今回まさに、ピンポイントと言えるスキー場整備に当たっての環境調査と言ったあまり例がない現地調査結果が、平成5年で最新のものがあると。弊社の方で調べた結果なのですが、これ以降でピンポイントの細かいデータがあるかと言うと、今のところ確認されていない状況でございます。当然今後、現地調査を進めていくにあたって、中のフロラの状況とかそういったところの把握を進めていくことを考えております。

あと113科592種のリストについて、今回方法書には載せておりませんが、今後現地調査結果のリストが出てきたところで対比して、文献調査と比べ現地調査結果では、あったり、なかつたりといったところの整理を進めたいと言うことで考えております。

最後に貴重な植物相が確認される可能性があるということで、御指摘いただいた内容を踏まえて現地調査に入りたいと考えております。

佐藤委員

御代田町と佐久市については最新の情報が出ていると思いますので、それで調べられると良いと思うので、お願いします。

小澤委員

事業計画の中ですが、焼却した後の残さの搬出について、搬出ルートについて方法書P2-8, 2-9のところに記載されているのですが、搬出先というものはもうすでに予定されているものがあるのでしょうか。方法書P3-21に現有施設として最終処分場について記載されているのですが、実際にこの事業が行われた時の焼却残さの搬出先というのは想定されているものなのでしょうか。もしできればそういう記述があってもよいかと思いました。

事業者
佐 藤

残さ及び飛灰の最終処分ということについて、まだ決まっておりません。明らかにする段階ではないと言いますか、検討している最中でございます。

亀山委員長

それではよろしいですかね。今日は一通りご意見をいただけたかと思えます

ので。まだこの場で言いきれなかった点で、この後他にお気づきの点がございましたら9月13日（木）までに事務局まで御寄せいただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

続いて議事2 その他でございますが、事務局からお願いいたします

事務局
清 水

この次のスケジュールの関係でございますが、第5回の技術委員会を10月11日に長野県庁西庁舎で午後より開催する予定です。詳細については後日差し上げますが、よろしくお願いいたしますと思います。以上です。

亀山委員長

全体を通しまして委員の皆さんから、何かございますでしょうか。

佐藤委員

これは大前提でございますので、意見としてよろしいかは分かりませんが、最初のスライドの3ページ目の7番ですが、施設計画の資料を見たときに、この選ばれた場所が、ごみ収集範囲の一番端に位置している訳ですが、これから何十年も車両でごみを運ぶにあたって、運搬の予算も考慮して選ばれた場所なのででしょうか。

事業者
佐 藤

若干計画の中で触れましたが、今回候補地の選定に当たっては、公募という形を取らせていただいたということで、主として出てきた場所については一定の比較評価をしますけれど、端ではだめとかそういった感覚は最初からありませんでした。また佐久市だけの施設ではないということで、評価の中では位置的なことも評価をしていきましたが、絶対条件ではなかったということです。3か所出てきた中で、結果的にこちらが総合的に一番良い場所だったということで、これについては収集範囲に含まれる各市町村も御納得の場所ということでございます。

亀山委員長

よろしいでしょうか。他にご意見がないようでしたら、本日の技術委員会は終了いたします。どうもありがとうございました。

事務局
徳 竹

これをもちまして、本日の技術委員会を閉会いたします。ありがとうございました。